

平成25年度

小樽市「財政健全化」審査意見書

小樽市監査委員

## 目 次

第1 審査の概要	1
1 審査に付された比率及び書類	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
第2 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

# 平成25年度 小樽市財政健全化審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査に付された比率及び書類

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間 平成26年8月1日 ～ 平成26年8月22日

### 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼に、各数値が平成25年度決算数値及び地方財政状況調査表の数値と符合しているかどうか、また、各見込額等の算定が適切かどうかについて確認しました。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、健全化判断比率の推移は、次のとおりです。

### 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成25年度	早期健全化基準	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
		財政再生基準				
実質赤字比率	-	11.68 20.00	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	16.68 30.00	-	-	-	-
実質公債費比率	13.7	25.0 35.0	13.7	14.3	14.8	15.5
将来負担比率	88.4	350.0	93.6	108.5	113.6	118.8

本年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに生じておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っています。

## 2 個別意見

健全化判断比率の概要及び個別意見は、次のとおりです。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### 実質赤字比率

(単位：千円)

会計名		実質収支額		増減
		本年度	前年度	
一般会計等	一般会計	286,392	156,656	129,736
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	住宅事業特別会計	0	0	0
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0
	実質赤字額	△ 286,392	△ 156,656	129,736
標準財政規模		32,972,237	33,098,730	△ 126,493
実質赤字比率		% -	% -	
$\left( \begin{array}{l} \text{算定式に基づく} \\ \text{実質黒字比率} \\ \text{実質赤字} \end{array} \right)$		(△ 0.86)	(△ 0.47)	ポイント (△ 0.39)

(注) 1 実質赤字額及び各比率は「△(マイナス)」表示が黒字、「正数」表示が赤字を表します。

2 括弧書きの比率及びポイントは参考値です。

本年度の一般会計等の実質収支は、一般会計で 286,392 千円の黒字となったことから、実質赤字比率は生じませんでした。

この結果、算定式に基づく実質黒字の比率は 0.86% となり、前年度と比較し 0.39 ポイント上昇しました。

なお、本年度の実質黒字の要因は、市税等の自主財源が減少する中、職員給与費の独自削減の継続による歳出削減に加え、財源対策として財政調整基金を活用したことによるものであると認められます。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等及び公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の合計から実質黒字額及び資金剰余額の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{(\text{実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額		増 減
		本 年 度	前 年 度	
一 般 会 計 等	一般会計	286,392	156,656	129,736
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	住宅事業特別会計	0	0	0
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0
政 令 で 定 め る 特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	475,446	234,701	240,745
	介護保険事業特別会計	1,170	24,145	△ 22,975
	後期高齢者医療事業特別会計	33,983	49,487	△ 15,504
会 計 名		資 金 不 足 額 又 は 資 金 剰 余 額		増 減
		本 年 度	前 年 度	
法 適 用 企 業	病院事業会計	258,306	-	258,306
	水道事業会計	1,036,105	914,433	121,672
	下水道事業会計	106,434	53,361	53,073
	産業廃棄物等処分事業会計	379,161	306,981	72,180
法 非 適 用 企 業	港湾整備事業特別会計	154,422	320,421	△ 165,999
	青果物卸売市場事業特別会計	0	0	0
	水産物卸売市場事業特別会計	0	0	0
	簡易水道事業特別会計	0	0	0
連結実質赤字額		△ 2,731,419	△ 2,060,185	△ 671,234
標準財政規模		32,972,237	33,098,730	△ 126,493
連結実質赤字比率		% -	% -	
$\left( \frac{\text{算定式に基づく}}{\text{連結実質黒字比率}} \right)$		(△ 8.28)	(△ 6.22)	ポイント (△ 2.06)

- (注) 1 解消可能資金不足額を考慮したことにより資金不足額が発生しない場合は、資金不足額又は資金剰余額は「-」で表示されます。  
 2 連結実質赤字額及び各比率は「△(マイナス)」表示が黒字、「正数」表示が赤字を表します。  
 3 括弧書きの比率及びポイントは参考値です。  
 4 政令で定める特別会計とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で規定する特別会計です。  
 5 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業です。

本年度は、前年度に引き続き一般会計等及び政令で定める特別会計における実質収支ではいずれも赤字額が生じておらず、また公営企業会計（法適用企業及び法非適用企業）においても資金不足額が生じた会計がないことから、連結実質赤字比率は生じませんでした。

なお、実質黒字額が生じた会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計で、その合計額は796,991千円でした。

また、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、産業廃棄物等処分事業会計及び港湾整備事業特別会計で、その合計額は1,934,428千円でした。

この結果、全会計では黒字及び資金余剰の合計が 2,731,419 千円となり、算定式に基づく実質黒字の比率は 8.28% となり、前年度と比較し 2.06 ポイント上昇しました。

この主な理由は、一般会計で 129,736 千円及び国民健康保険事業特別会計で 240,745 千円の実質収支額が、病院事業会計で 258,306 千円及び水道事業会計で 121,627 千円の資金剰余額がそれぞれ増加したことによるものです。

なお、本年度は、一般会計における財政健全化に向けた取組や財源対策の効果に加え、病院事業をはじめとする公営企業会計における経営健全化の取組の成果などにより、引き続き連結実質黒字額が確保されています。

### <意見>

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、平成 21 年度に実質赤字及び連結実質赤字が解消されて以降発生しておりませんが、本市の財政状況は、国内の景気動向が先行き不透明感を拭えない中、人口減少等に伴う財源への影響や予期せぬ経費の発生などを考えますと、依然厳しい状況が予測されますので、今後とも健全な財政運営に向け、より一層の財務体質の強化に取り組まれますことを期待するものです。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、次の算式で算定する比率の 3 か年の平均値です。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\text{地方債の元利償還金(公債費充当特定財源を控除)} + \text{準元利償還金} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

#### 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
地方債の元利償還金（繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く） ①	7,045,286	7,337,362	7,367,871	7,283,169
公債費充当特定財源 ②	1,209,777	1,238,703	1,305,685	1,384,938
準元利償還金 ③	3,252,148	2,633,239	2,688,884	3,047,879
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	5,067,694	5,070,157	4,885,758	4,980,046
標準財政規模 ⑤	32,972,237	33,098,730	32,635,952	33,034,109
各年度の実質公債費比率 (%) (①-②+③-④) / (⑤-④) × 100	14.40612	13.06431	13.92895	14.13722
本年度の実質公債費比率 (%) (3 か年平均)	13.7			
前年度の実質公債費比率 (%) (3 か年平均)		13.7		
増減ポイント	-			

本年度の実質公債費比率は 13.7% で、前年度と比較して増減はありませんでした。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式で算定します。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

#### 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額		増 減
	本年度	前年度	
① 地方債の現在高	54,242,943	53,664,762	578,181
② 債務負担行為に基づく支出予定額	44,202	79,100	△ 34,898
③ 公営企業債等繰入見込額	16,412,311	17,800,934	△ 1,388,623
④ 組合負担等見込額	4,024,182	4,692,221	△ 668,039
⑤ 退職手当負担見込額	10,732,252	9,896,534	835,718
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	596,743	△ 596,743
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
A 将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	85,455,890	86,730,294	△ 1,274,404
⑨ 充当可能基金	2,629,056	3,215,926	△ 586,870
⑩ 充当可能特定歳入	8,726,148	9,759,191	△ 1,033,043
⑪ 基準財政需要額算入見込額	49,429,687	47,503,881	1,925,806
B 充当可能財源等 (⑨+⑩+⑪)	60,784,891	60,478,998	305,893
C A将来負担額－B充当可能財源等	24,670,999	26,251,296	△ 1,580,297
D 標準財政規模	32,972,237	33,098,730	△ 126,493
E 算入公債費等の額	5,067,694	5,070,157	△ 2,463
F D標準財政規模－E算入公債費等の額	27,904,543	28,028,573	△ 124,030
将来負担比率 C/F×100 (%)	88.4	93.6	ポイント △ 5.2

本年度の将来負担比率は88.4%で、前年度と比較すると5.2ポイント改善しました。

将来の財政運営の硬直化につながる将来負担比率が減少することは、財政運営上、好ましい状況にあるといえます。

#### <意 見>

実質公債費比率及び将来負担比率については、実質公債費比率で本年度改善は見られなかったものの、将来負担比率とともに減少傾向にあることは、これまでの財政健全化に向けた取組の成果であると評価するものです。

一方、今後の財政運営に当たっては、施設等の老朽化に伴う更新の必要性が高まるなど財政負担の増加も懸念されますので、より計画的かつ厳選された事業実施を継続されまるとともに、財務基盤の安定化に向けては、引き続き効率的な財政運営を進められますことを期待します。